○農林水産省令第二十九号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）及び国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第九号）の施行に伴い、並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第四十四条第三項及び第四十五条第一項並びに独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）第三十二条の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日　農林水産大臣　林　芳正

独立行政法人農業者年金基金法施行規則等の一部を改正する省令

（独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第一条　独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第一条第一項第二号」を「第一条の二第一項第二号」に改める。

第二十四条第一号中「農地保有合理化法人（」を「農地利用集積円滑化団体（」に、「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）又は農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号ロ」に改める。

第三十三条第五号イ⑵中「農地保有合理化法人」を削る。

第五十八条中「前々月の末日」を「十五日」に改める。

第六十条第二項第一号イ中「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項第二号イ中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第四条第四項」を「農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項」に改める。

第七十五条第一項第二号中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

第八十条第一項中「十月三十一日」を「十一月十五日」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年農林水産省令第百号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第三号中「第一条第一項第二号」を「第一条の二第一項第二号」に改める。

（旧農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第三条　独立行政法人農業者年金基金法施行規則附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令附則第十五条の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（平成十三年農林水産省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二号中「農地保有合理化法人又は」を削り、「第十一条の十二」を「第十一条の十四」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第三十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日　農林水産大臣　林　芳正

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項補助金等の名称の欄中「農業委員会費補助金」を削り、「中山間地域等直接支払交付金」を「中山間地域等直接支払交付金　農村地域資源等保全整備交付金　多面機能支払交付金　」に改め、「農地・水保全管理支払交付金」、「地すべり対策事業費補助」、「公害防除特別土地改良事業費補助」及び「震災対策農業水利施設整備事業費補助」を削り、「海洋水産資源開発費補助金　」を「さけ・ます漁業協力事業費補助金　海洋水産資源開発費補助金　」に改め、「水産物加工・流通等対策整備費補助金」及び「奄美農業創出支援事業費補助金」を削り、「被災農家経営再開支援交付金」を「被災農家経営再開支援交付金　農地・水保全管理支払交付金」に改め、「農業再生研究拠点整備費補助金」を削り、「農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助」を「農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助　農業生産基盤保全管理・整備事業調査費補助」に改める。

別表の二の項補助金等の名称の欄中「防災対策推進治山事業費補助」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十六年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十五年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

○経済産業省令第二十号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日　経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

（新事業開拓制度推進室）

第六条の二　産業構造課に、新事業開拓制度推進室を置く。

2　新事業開拓制度推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定に基づく新たな規制の特例措置の求めに関すること。

二　産業競争力強化法の規定に基づく新事業活動及びこれに関連する規定の解釈及び適用の有無の確認の求めに関すること。

3　新事業開拓制度推進室に、室長を置く。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○経済産業省・環境省令第二号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百六十号）の施行に伴い、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日　経済産業大臣　茂木　敏充　環境大臣　石原　伸晃

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年経済産業省・環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三号及び第四号中「第五十条第七項第九号及び第十号」を「第五十条第七項第十号及び第十一号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。